

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2016年9月 第156号

発行：くらしの相談センター
 〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
 E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

シリーズ
ご存知ですか

建設・建築の現場に働く皆さん退職金がもらえます

| 就労日数 | 概算退職金(円) |
|-----------|-----------|
| 2年(24月) | 156,000 |
| 5年(60月) | 408,000 |
| 10年(120月) | 936,000 |
| 15年(180月) | 1,548,000 |
| 20年(240月) | 2,205,000 |
| 35年(420月) | 4,610,000 |
| 40年(480月) | 5,633,000 |

この退職金は、2003年10月以降から始めた人の場合です。水準の見直しは、数年ごとに行われます。支給額は、共済手帳に貼付された証紙・21枚分を1ヶ月とみなして計算します。

「退職金制度」のない建設・建築の事業所の労働者も、退職金がもらえます。職種(大工・左官・とび・土木・電工・配管工・塗装工など)にかかわらず、また、日給・月給にもかかわらず、複数の現場・複数の事業所で就労日数の合計が①24月分(21日分を1か月と換

算します。)以上になり、建設業関係の仕事をしなくなったとき。②12月分以上になった方が死亡したとき。(遺族からの請求により)独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部(建退共)から直接退職金が支給されます。また、本人が55歳以上になった場合や病气やケガなどで働けなくなった場合にも請求すれば支給されます。

建設業退職金共済(建退共)に加入

建設業で働く労働者は現場や事業所を頻繁にかえながら働いていることが多いため、就労期間の問題などから退職金などは個別企業ごとの支給対象とはなりにくいことや、「一人親方」と呼ばれる、自分で仕事を請けて働く人達も、厳しい状況に置か

れています。

このような問題点を解消し、建設現場で働く労働者や一人親方の皆さん(『任意組合』)に加入する必要があります。に退職金が支給されるよう、国によって建設業退職金共済(建退共)制度が設立されました。

この制度は、事業主が建退共制度に加入することによって成立し、共済手帳が労働者本人に対して交付されます。

事業主は、共済事業本部から「証紙」を購入し、労働者が働いた日数に応じて共済手帳に証紙を貼ります。その枚数をもとにして労働者が受け取る退職金の額が決まります。

交付された共済手帳は労働者本人のもので、働く事業所が変わっても、その先々の事業主に共済手帳を提示して同じように証紙を貼ってもらうことができます。

公共工事では義務付け

また、公共工事では、証紙の金額等は工事代金に含まれており、国や地方自治体が掛金(証紙代金)を負担しています。よっ

て、公共工事の事業主は制度加入が義務付けられており、下請けも元請から証紙の支給や貼付を受けることとなります。元全建設省労働組合

書記長 中山幸男

相談事例(その132)

養子縁組、名義変更、一度に重なり困惑が解決

7月初旬、浅田に住むAさん(71歳)が友達の紹介で相談センターに見えました。長男が6月下旬に子供3人(20歳、17歳、14歳を残して亡くなり、長男の嫁は数年前に離婚して音信不通のことでした。亡くなった長男は3人の子供を受取人として生命保険に入っていました。保険会社から生命

保険の受取人が未成年だから裁判所で未成年後見審判申請手続きをするようにと言われたが、面倒くさい書類を提出しなければならぬので困っているという相談でした。未成年後見の手続きに取り組みましたが裁判所の承認が下りるまで数ヶ月かかることも分かり申請を取り下げました。

経験を生かした提案

所長は、以前の相談経験を活かし、未成年後見手続きをするよりお孫さんを養子にした方が簡単ですと提案しAさんも3人の孫も納得したので、区役所区民課の戸籍係に問い合

わせたところ「15歳以上のお孫さんでしたら2人の証人が署名押印すれば受け付けます」とのこと。所長とMさんが証人になり、まず2人の孫を養子縁組し、末の孫が10月で15歳になるのでその時に養子手続きをすれば生命保険が下りることも判明しました。

次に長男名義だったマンションの住宅ローンは生命共済の手続きをして完済し、抵当権抹消するためにマンションの所有を20歳の孫名義に変更し手続きを完了しました。

Aさんは10回以上相談センターにきて必要な住民票、戸籍謄本や死亡診断書、市民税算出の申告書、養子縁組した新しい戸籍謄本等の書類を取り寄せ相談センターのサポートで全ての手続きを完了しました。

Aさんは「ここに来ると心が癒されるんですよ。本当に助かりました」とホッとした笑顔でお礼に見えました。

絵手紙

読者のひろば



日進町 飯野生子さんの作品

生活保護研修会に参加して

8月26、27日に富山市で行われた「生活保護問題議員研修会」に参加しました。「下流老人」の藤田孝典さん、NPOもやいの稲葉剛さんなどの講演を聞きました。昨年5月川崎区日進町の簡易宿泊所の火災にも触れられており、私も分科会で簡易宿泊所と貧困ビジネスの現状について発言しました。

自民党議員による生活保護たきなどの影響で「生活保護を受けるのは恥ずかしい」という意識が広がっている、という報告を受けました。安全な人間らしい住宅にお金の心配なく住めるよう、政治を変えなければならぬことの大きさ、生活に困った人に寄り添う「くらしの相談センター」の役割がいまほど大事なときはないことを痛感しました。

くらしの相談センター
所長代理 片柳すすむ

皆様の応援とご協力により、また2年ぶりに「HOT・ほっとコンサート」を開催しました。楽しんでいただけるとともに、新しい曲の練習や準備を進めています。メンバー全員のチームワークでがんばります。是非ご参加ください。尾関廣美



HOT・ほっと コンサート 2016
ガ・のんべーず

川崎市産業振興会館ホール
2016年10月16日(日)
開場 12:30 / 開演 13:00
会費 1000円 [オードブル・ドリンク付き]
飲み物は会場で販売します。

主催 ガ・のんべーず HOT・ほっとコンサート実行委員会 044-244-7461
後援 川崎市 / くらしの相談センター



第29回
1万1953台を届けました

親子のきずなを深めた自転車作業

任意後見「友の会」で健康ランドへ

相談センター成年後見友の会のみなさんと一緒に8月15日、鶴見の健康ランドに行ってきました。熱海や箱根のような本格的な温泉旅行ではありませんが、お食事処での昼食会はお酒もはずみ、お盆の一日をお手軽に楽し過ぎてしまいました。露天風呂での楽しいエピソードをご紹介しますと、80代の参加者女性が乳がん検診でのマンモグラフィの体験を身振り交えて語り始めました。

相談センターではお手軽に参加できる楽しいイベントを用意して友の会のみなさんとの交流を図っていきたいと思っています。

運営委員 緑川ゆう子

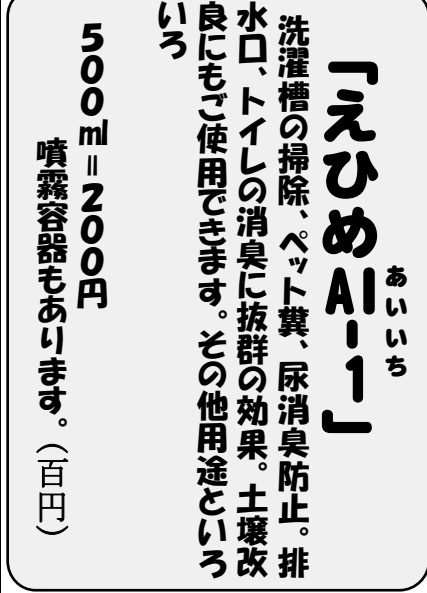
日本ベトナム友好協会川崎支部(宮原春夫支部長)は9月3日川崎市より提供していただいた自転車325台をベトナムダナンに寄贈する作業を行い60名を超えるボランティアの皆さんが参加してくださいました。秋風の中の作業で気持ち良く、事故もなく無事終わりました。

9月の予定

★**無料法律相談日**
9月20日(火)
午後6時30分～予約が必要です。時間が限られていますので用件はまとめて。

★**バザー**
9月17日(土)
午前9時30分～
ご協力をお願いします。

★**土・日・祝日は休み**です。



「えいめアairy」 あいいち

洗濯槽の掃除、ペット糞、尿消臭防止。排水口、トイレの消臭に抜群の効果。土壌改良にもご使用できます。その他用途いろいろ

500ml=2000円
噴霧容器もあります。(百円)



10月中旬、ダナン港に到着する予定で、喜ぶ子供たちの顔が目に浮かびます。

ご協力いただきありがとうございます。うございませう。

8月の相談内容と件数

(7月21日～8月20日に受けたもの)

| 相談内容 | 件数 | |
|-----------------------|------|--------|
| | 当月 | 1-8月合計 |
| 高齢者問題 | 2 | 11 |
| 住宅問題 | 5 | 35 |
| 生活保護 | 3 | 20 |
| 身障者問題 | 0 | 1 |
| 就職・仕事 | 0 | 8 |
| 医療・病院 | 2 | 6 |
| 市への要求 | 0 | 8 |
| 多重債務 | 0 | 4 |
| 架空請求 | 0 | 0 |
| 税金・年金・保険 | 4 | 7 |
| 交通事故 | 0 | 1 |
| 子供問題 | 0 | 0 |
| 離婚問題 | 0 | 1 |
| 弁護士等の紹介 | 0 | 15 |
| マンション問題 | 3 | 3 |
| 不動産・相続 | 5 | 36 |
| その他 | 13 | 82 |
| 合計 | 37 | 238 |
| 開設からの総合計 (2003年9月) | 6142 | |

8月の相談

今月は夏休みもあり、相談件数は37件であった。その中でも果たすべき義務遂行していなかった案件。年金納入期間の不足問題、住宅の家賃滞納しているために、受けるべき権利を受けられなくなっていることでの相談も何件ありました。「義務」と「権利」は一体ということ考えさせられた。

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ(無料です)

天下の中華料理 大龍

☆大小宴会も承ります☆
ホームページ <http://www.tenryugiri.jp/>
川崎区東田町 6-17
tel 044-220-3460

自賠責・各種健康保険取扱
鍼灸・在宅リハビリは

川崎中央はりきゆう院
ホームページ <http://www.har-110.com/>
tel 044-244-1985

困った時は、ご相談ください。

川崎医療生活協同組合
川崎協同病院
☆看護士大募集☆

川崎区桜本 2-1-5
tel 044-299-4781 fax 044-299-4788
<http://kawasaki-kyodo.hospi.jp>